

平成28年(あ)第543号 詐欺未遂, 強盗殺人, 死体遺棄被告事件
平成30年12月21日 第二小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人宮村啓太, 同中野比登志, 同石村信雄の上告趣意のうち, 憲法36条違反をいう点は, 死刑制度が憲法の同規定に違反しないことは当裁判所の判例(最高裁昭和22年(れ)第119号同23年3月12日大法廷判決・刑集2巻3号191頁, 最高裁昭和26年(れ)第2518号同30年4月6日大法廷判決・刑集9巻4号663頁, 最高裁昭和32年(あ)第2247号同36年7月19日大法廷判決・刑集15巻7号1106頁)とするところであるから, 理由がなく, その余は, 判例違反をいう点を含め, 実質は事実誤認, 量刑不当の主張であって, 刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお, 所論に鑑み記録を調査しても, 本件について, 刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。

本件は, 被告人が, 親交のある資産家夫妻を殺害してその所持品を強奪した上, 死体を土中に埋めて遺棄し, 強奪したクレジットカードを不正に使用して約381万円相当の新幹線回数券50冊をだまし取ろうとしたが, 未遂に終わったという強盗殺人, 死体遺棄, 詐欺未遂の事案である。量刑判断の中心となる強盗殺人の犯行は, クレジットカード等を強奪するために, 夫妻を巧みに誘い出し, 自動車内で夫妻に多量の睡眠薬を服用させて睡眠状態に陥らせ, 夫妻の首にそれぞれロープを掛け, 自動車の後部ドア枠上部に引っ掛けたフックにロープを通し, これを引っ張って夫妻を絞殺したというものであり, 被告人は, あらかじめ, 殺害に用いる自動車, 睡眠薬, ロープ, フック等を準備したほか, 死体を埋めるための土地を購入して穴を掘るなどしている。本件強盗殺人は, 周到に準備された高度に計画的な犯行

というほかなく、被告人の殺意も強固である。何ら落ち度のない被害者2名の生命を奪った結果は重大であり、遺族が峻烈な処罰感情を示しているのも当然である。

以上のような事情に照らせば、被告人の刑事責任は極めて重いというほかなく、被告人が死体遺棄及び詐欺未遂の事実を認めていること、被告人に前科がないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、やむを得ないものとして、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、刑訴法414条、396条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官菅野俊明，同飯島泰 公判出席

(裁判長裁判官 鬼丸かおる 裁判官 山本庸幸 裁判官 菅野博之 裁判官
三浦 守)